

# 角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について

## 条例の目的

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入が拡大しています。発電設備の設置にあたり、近隣住民とのトラブルや災害の発生、景観などへの影響が懸念されていることから、市の豊かな自然環境や美しい景観及び地域住民等の安全安心な生活環境と発電設備を設置する事業との調和を図るため『角田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例』を制定しました。

## 対象となる再生可能エネルギー源と発電出力規模

◆再生可能エネルギー源：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等

◆発電出力規模：発電出力が10kW以上の設備

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業や、抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力が50kW未満の事業は除きます。

※実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合は、合算した発電出力で適用となります。

※既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、上記の発電出力以上となる事業も適用となります。

	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電
		建築物の屋根、屋上又は壁面	左記以外		
			抑制区域以外	抑制区域内	
①	10kW以上	-	○ ※1	○	○
②	10kW未満	-	-	-	-

※ 太陽光発電で、抑制区域以外において個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う10kW以上50kW未満の事業は適用外となります。

※ 実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合は、合算した発電出力で適用となります。

※ 既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、上記の発電出力以上となる事業も適用となります。

# 発電設備の抑制区域

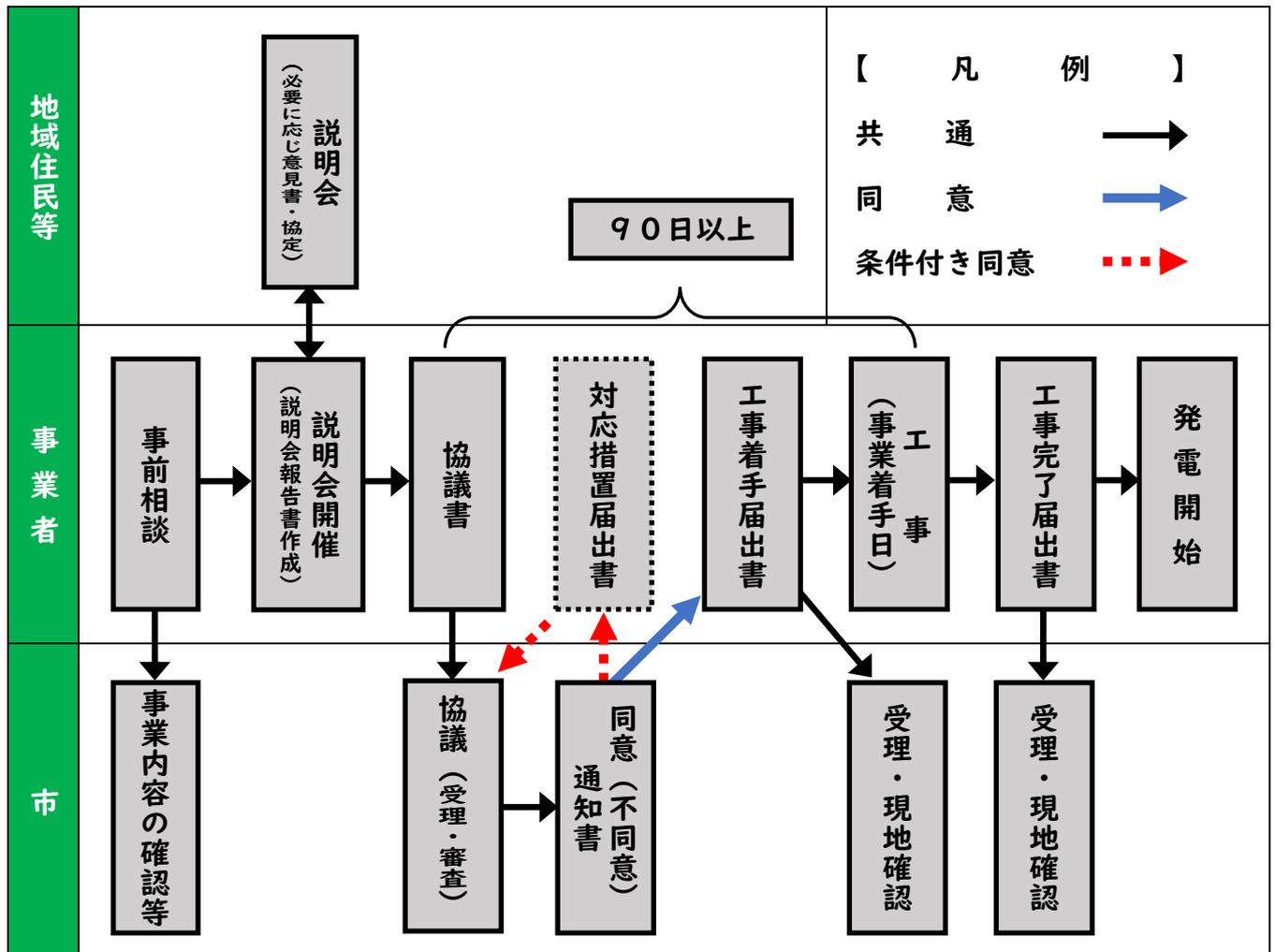
災害の防止又は自然環境等の保全のため、特に配慮が必要と認められる区域を再生可能エネルギー発電設備の抑制区域とし、事業者に対し事業区域に含めないよう求めます。

## ■抑制区域一覧

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 地すべり防止区域
- (3) 砂防指定地
- (4) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- (5) 保安林区域
- (6) 河川区域
- (7) 農用地区域
- (8) 森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域  
(都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の区域を除く。)
- (9) 自然環境保全地域、緑地環境保全地域
- (10) その他市長が必要と認める区域

# 発電事業開始までの手続の流れ

市内に発電設備を設置する場合の標準的な手続の流れとして、事業者は、市と協議を行う前に、地域住民等に対して事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手する日の90日前までに市と協議し、同意を得なければなりません。



## 説明会の開催

事前周知なしの開発行為の実施や、住民等とのコミュニケーション不足等により関係が悪化することがありますので、住民等の理解が得られるよう意見を聴き、適切なコミュニケーションを図り、事業実施に向けて誠実に対応していただくため、説明会を義務付けています。

- ①事業者は、事業を実施しようとするときは、市に協議を行う前に、住民等に対し、事業の内容に関する説明会を開催しなければなりません。
- ②住民等は、事業者に対し、事業内容について説明会があった日の翌日から起算して14日以内に、事業の内容等について意見書を提出することができます。この場合、事業者は見解書を作成して、住民等意見書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に住民等へ通知のうえ、協議を行う必要があります。
- ③事業者は、住民等に見解書を提出したときは、住民等意見書の写し及び見解書の写しを添えた対応状況報告書を作成し、市との協議の際に市長へ報告しなければなりません。
- ④行政区等は、事業の実施にあたり、事業者に対し協定の締結を求めることができます。
- ⑤事業者は、行政区等から協定を求められたときは、協定を締結し、速やかに協定書の写しを市長に提出しなければなりません。

## 適正な維持管理

事業者は、発電設備及び事業区域を常時、安全かつ良好な状態に保つよう維持管理するとともに、事業に係る保守点検及び維持管理の実施について年1回市長に報告しなければなりません。また、災害等で自然環境等への被害が発生するおそれがあるときは、状況の確認を行い、住民に周知する等必要な措置を講じ、速やかに市長に報告しなければなりません。

## 助言・指導・勧告

市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができます。また、正当な理由がなく助言・指導に従わなかった場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

## 公表

市長は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。

## 市の責務・事業者の責務・市民の責務・土地所有者等の責務

この条例では、市、事業者、市民、土地所有者等の責務について、次のように規定しております。条例の施行にあたりご協力をお願いいたします。

◆市の責務

この条例の適切かつ円滑な運用を図ること。

◆市民の責務

市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。

◆事業者の責務

- ①関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境の保全及び災害の防止に十分配慮し、地域住民等との良好な関係を保つよう努めること。
- ②再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理を行うとともに、当該事業区域の周辺環境へ配慮すること。
- ③事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、事業区域に係る土地を原状に回復すること。
- ④③の対策を速やかに講じるため、必要な資金の確保に努めること。

◆土地所有者等の責務 ※

条例の目的に反するおそれのある事業者に土地を使用させないよう努めるとともに、事業者に対し、土地を適正に管理することを求めるよう努めること。

※ 土地所有者等が事業者と異なる場合に限り、土地所有者等は、事業者が所在不明になったり、その組織を解散した場合は、事業者に代わって必要な手続を行わなければなりません。そのため、事業の関係者の一人として「土地所有者等の承諾書」を市長に届出させていただきます。

## 施行日

この条例は令和7年7月1日から施行します。

## 経過措置

- この条例の施行の際、現に次に掲げる事由に該当する場合は、この条例を適用しません。
- (1) 事業に着手している
  - (2) 事業に着手していない場合で、次のいずれかに該当するもの
    - ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
    - イ 地すべり等防止法第18条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
    - ウ 砂防指定地等管理条例（平成15年宮城県条例第42号）第5条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
    - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
    - オ 森林法第10条の2第1項又は第34条第1項若しくは第2項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
    - カ 河川法第23条、第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
    - キ 自然環境保全条例第18条第1項に規定する許可を受け、又は申請し許可を受ける見込みのもの
    - ク 自然環境保全条例第21条第1項又は第26条第1項に規定する届出を行ったもの
    - ケ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項に規定する認定を受けているもの

コ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受けているもの

サ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条第1項、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項、都市計画法第53条第1項、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、森林法第10条の8第1項又は景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定により市長に対する事前の協議若しくは届出を行っているもの

●この条例の施行日以後90日を経過する日までの間に事業に着手しようとする場合は、第10条第1項中「事業に着手しようとする日の90日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとしてします。